

<b>① 件名</b>										
石巻市桃生植立山公園へのパークゴルフ場の設置について										
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>										
<p><b>【背景】</b>                  誰もが気軽に楽しむことのできるスポーツとして、近年、パークゴルフの競技人口が増えていることや、地元利用団体からの要望があったことから、植立山公園内のゲートボール場及びマレットゴルフ場をパークゴルフ場に改修する工事を平成29年9月に着手し、平成30年8月に完成する予定となっている。</p> <p><b>【目的】</b>                  4コース36ホールの新たなパークゴルフ場を整備することにより、生涯スポーツの振興と健康増進及びふれあい交流の場を確保するもの。</p>										
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>										
<p><b>【根拠法令】</b>                  石巻市桃生植立山公園条例（平成17年4月1日条例第248号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕 又は【〔個別計画との整合性〕】</b>                  第5章 心ゆたかな誇れるまち                  第4節 市民が個性を活かして輝ける機会をつくる                  2 市民の主体的なスポーツ活動を支援する</p>										
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>										
<p>平成26年1月 石巻市桃生パークゴルフ協会が要望書を提出                  平成29年9月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場整備工事開始</p>										
<b>⑤ 主な内容</b>										
<p>1 新設するスポーツ施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">名 称</td> <td style="padding: 2px;">パークゴルフ場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">敷地面積</td> <td style="padding: 2px;">18,800 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">そ の 他</td> <td style="padding: 2px;">4コース36ホール</td> </tr> </table> <p>2 利用時間及び休業日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">利用時間</td> <td style="padding: 2px;">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">休業日</td> <td style="padding: 2px;">毎月第1火曜日及び第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日の場合はその翌日）</td> </tr> </table> <p>※桃生植立山公園としての休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとしている。</p>	名 称	パークゴルフ場	敷地面積	18,800 m <sup>2</sup>	そ の 他	4コース36ホール	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休業日	毎月第1火曜日及び第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日の場合はその翌日）
名 称	パークゴルフ場									
敷地面積	18,800 m <sup>2</sup>									
そ の 他	4コース36ホール									
利用時間	午前8時30分から午後5時まで									
休業日	毎月第1火曜日及び第3火曜日（当該火曜日が国民の祝日の場合はその翌日）									

3 使用料等について

区 分	使用料
個 人	300 円
団 体	270 円 (1 人につき)

※回数券(11 枚綴) 3,000 円

※10 人以上を団体扱いとする。

用具貸出料	
クラブ	1 本 200 円
ボール	1 個 80 円
マーカー	1 個 50 円
クラブ、ボール、マーカーセット	1 セット 300 円

4 管理方法

指定管理者に行わせることができるものとする。

5 スポーツ施設の設置及び廃止

パークゴルフ場を新設し、ゲートボール場とマレットゴルフ場を廃止する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

パークゴルフの普及を図るとともに、従来の来場者に加え近隣の愛好者等、利用者の増加が見込まれる。

【市財政への負担】

	年間収支見込額	備 考
使用料収入	3,705 千円	300 円×年間 13,000 人×95%（有料利用者）
維持管理費用	10,434 千円	

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年6月 市議会第2回定例会へ石巻市桃生植立山公園条例の一部改正について提案  
 （平成30年9月1日施行予定）  
 石巻市桃生植立山公園条例施行規則の一部改正  
 （平成30年9月1日施行予定）  
 8月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場整備工事完了予定  
 9月 石巻桃生植立山公園パークゴルフ場供用開始

⑨ その他